



化学物質の審査及び製造等の規制 に関する法律の改正について

平成22年1月

環境省環境保健部
化学物質審査室



目次

- 1.我が国における化学物質管理政策について
- 2.化学物質審査規制法の改正について

1. 我が国における化学物質管理政策について

- 化学物質管理に関する法制度の状況
- 化学物質審査規制法の概要
- 現行化学物質審査規制法の施行状況

化学物質管理に関する法制度の状況

一般環境
を通じた
ばく露

化学物質審査規制法

- 残留性、生物蓄積性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の原則禁止
- 残留性、長期毒性をもつ物質の製造・使用の制限、表示義務
- 上記に該当するおそれのある物質の製造量の届出
- 新規化学物質の残留性、蓄積性、長期毒性等の審査

化学物質排出把握管理促進法

- 人又は動植物に有害で、環境に残留する物質等の排出・移動量の届出・推計
- 上記物質及び将来の環境残留が見込まれる物質へのMSDS添付

環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法等

- 人の健康の保護及び生活環境の保全のための環境基準を設定
- 大気、水への有害物質の排出、廃棄物からの溶出等を規制

人への直接
ばく露

薬事法

- 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造等の許可制、販売の制限、表示義務等

食品衛生法

- 食品及び食品添加物の製造・使用等に関する規格の制定、表示義務等

有害物質含有家庭用品規制法

- 家庭用品における有害物質の含有量、溶出量、発散量に関する基準を設定

労働安全衛生法

- 労働者に健康被害を生ずる物の製造、使用等の禁止
- 上記のおそれのある物の製造等の許可制、表示義務、MSDS添付
- 新規化学物質の変異原性等の調査

作業環境

毒物劇物取締法

- 著しい毒性をもつ物質の製造、使用等の規制

- 毒物・劇物の製造、販売、使用等の登録・届出、表示義務、MSDS添付

- 毒物・劇物の廃棄の規制

農薬取締法

- 農薬登録（毒性・残留性の検査、基準に適合しないものは登録保留）

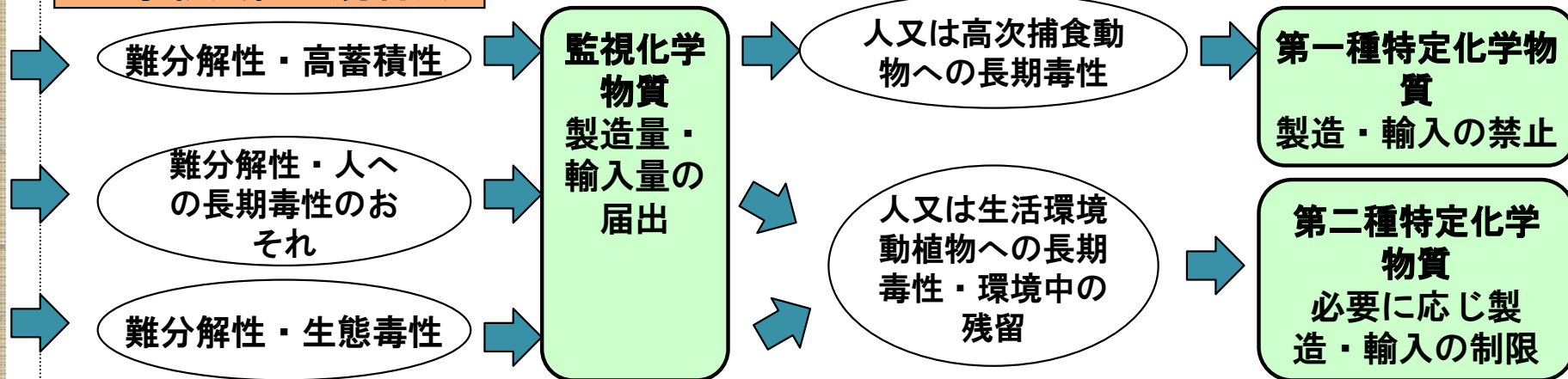
- 無登録農薬の製造・使用の禁止

- 表示義務（使用方法等）

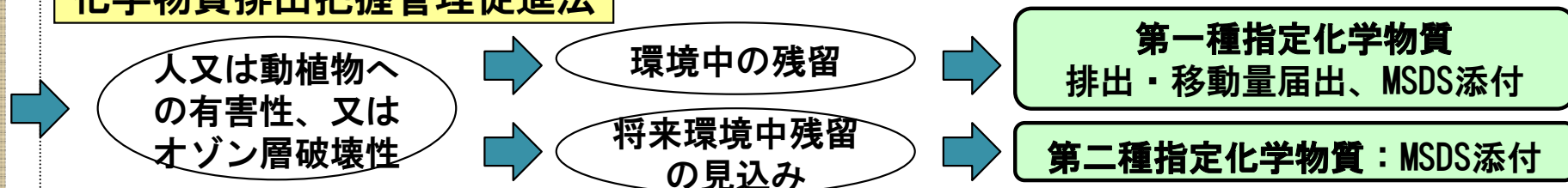
- 使用規制（使用基準の遵守、水質汚濁性農薬の指定とその使用の制限）

化学物質

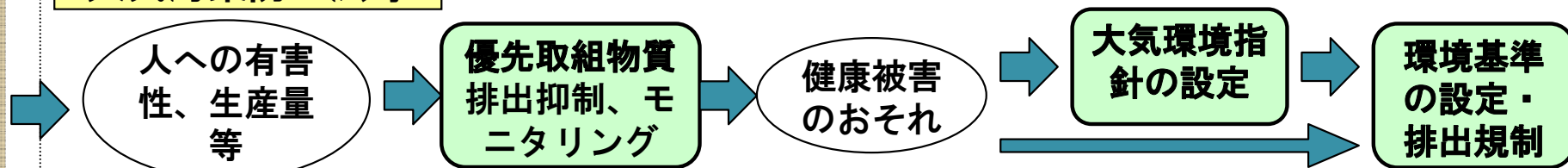
化学物質審査規制法



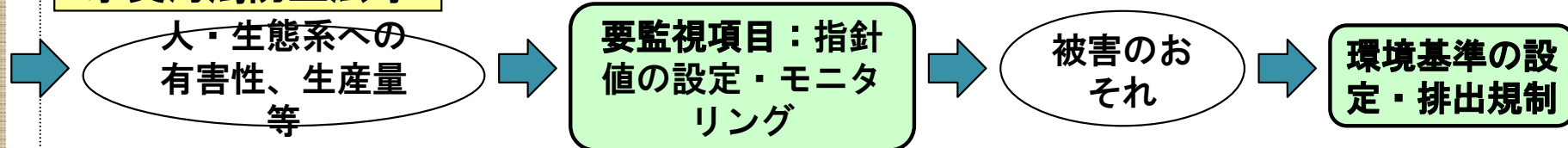
化学物質排出把握管理促進法



大気汚染防止法等



水質汚濁防止法等



これらのほか、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の溶出基準、廃棄物処理法に基づく溶出基準等

化学物質審査規制法の概要

- 1973年制定。新規の化学物質の製造・輸入に際し、その物質の分解性、生物への蓄積性、人や動植物への毒性を事前に審査するとともに、有害性等の状況に応じた製造・輸入、使用の規制を行う。
 - 第1種特定化学物質(PCB等16物質)
 - 製造・輸入、使用の事実上の禁止
 - 第2種特定化学物質(トリクロロエチレン等23物質)
 - 製造・輸入の予定、実績の届出
 - 製造量・輸入量の制限(必要があれば)
 - 取扱いに係る技術上の指針の遵守等
 - 第1種監視化学物質(36物質)、第2種監視化学物質(952物質)、第3種監視化学物質(157物質)
 - 製造・輸入の実績の届出

化審法改正の経緯

昭和48年

PCB類似の難分解性、高蓄積性、長期毒性（人健康）
の物質の製造・輸入等を規制

昭和61年

難分解性で長期毒性を有するが、蓄積性を有さない
物質（トリクロロエチレン等）についても、環境中での
残留の状況によっては規制の必要性が生じたことから法
改正

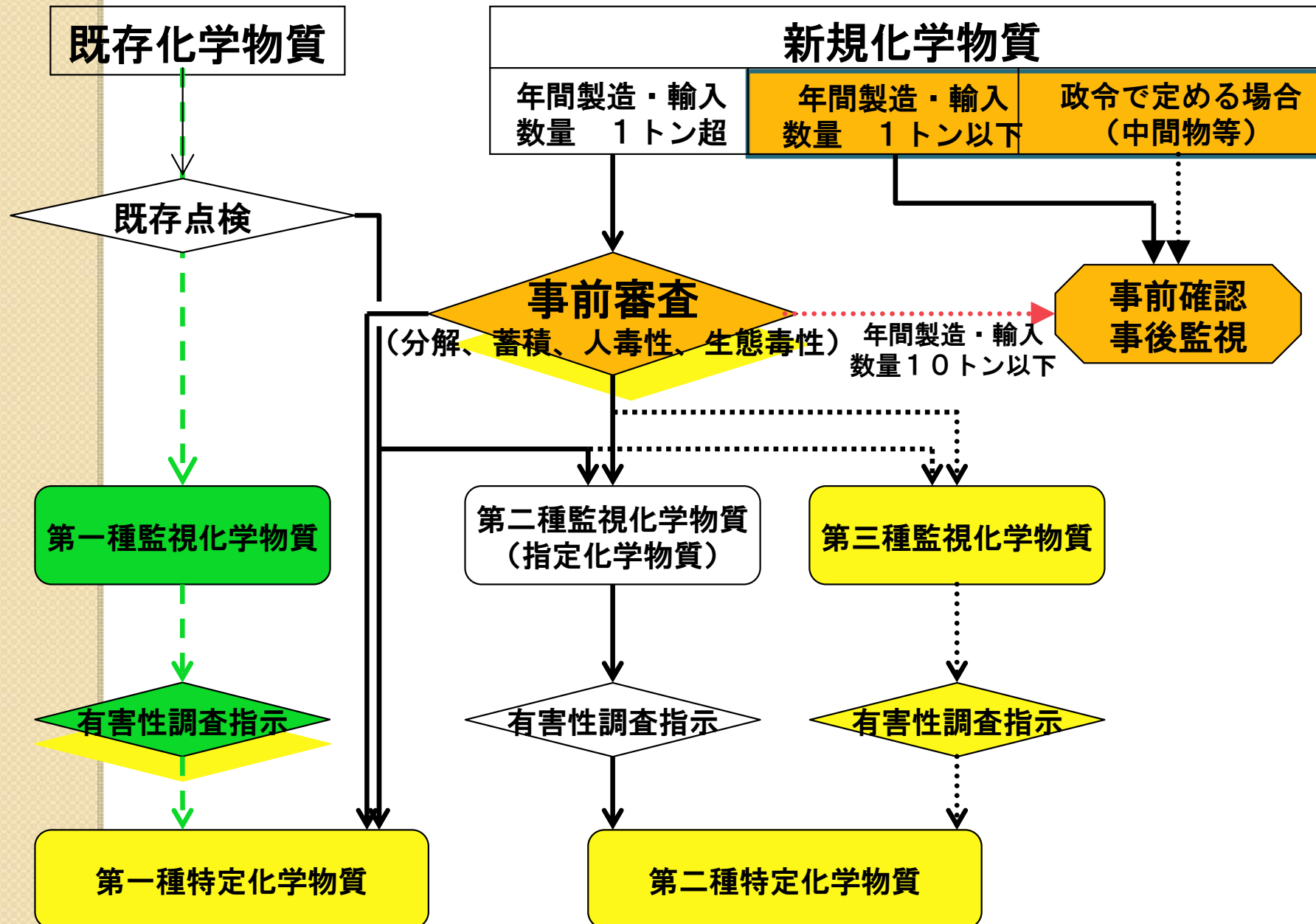
平成12年

省庁再編に伴い、従来の厚生省・通産省共管から、
環境省を加えた3省で共管

平成15年

動植物への影響に着目した審査・規制制度（注：長
期毒性に生態影響を追加）や、環境中への放出可能性を
考慮した審査制度を導入

現行化審法における審査・規制制度の概要



製造・輸入事業者への有害性情報の報告義務付け

規制対象物質に対する規制措置の内容

第一種特定化学物質	・ 製造・輸入の許可（事実上禁止） ・ 特定の用途以外での使用の禁止 ・ 政令指定製品の輸入禁止 ・ 回収等措置命令（物質・製品の指定時、法令違反時）
第二種特定化学物質	・ 製造・輸入の予定／実績数量、用途等の届出 ・ リスクの観点から必要に応じて、製造・輸入予定数量等の変更命令 ・ 取扱いに係る技術上の指針の公表・勧告 ・ 表示の義務・遵守勧告 ・ 指導・助言（環境汚染防止のため必要な場合）
監視化学物質	・ 製造・輸入実績数量、用途等の届出 ・ 物質の名称、届出数量の公表 ・ 指導・助言（環境汚染防止のため必要な場合） ・ リスクの観点から必要に応じて、有害性調査の指示

現行化審法の施行状況

新規化学物質の審査等

- 化学物質の数

- ー 既存化学物質 20,576物質

- ー 新規化学物質届出件数（昭和49年～平成20年） 11,201物質

- ー 少量新規化学物質申出件数（平成20年度） 21,356物質

- 審査件数と判定状況（平成20年度）

- ー 新規化学物質の審査 676件

- （うち、二監判定 34件、三監判定 16件）

- ー 既存化学物質の審査（既存点検） 99件

- （うち、一監判定 1件、二監判定 25件、三監判定 64件）

- ー 低生産量新規化学物質に係る確認 797件

- ー 中間物等に係る確認 176件

現行化審法に基づく物質指定等の概況

既存化学物質

約20,000物質

・うち、安全性点検が行われている物質

約1,600物質

※分解性・蓄積性

1,543物質

人の健康への影響

326物質

動植物への影響

509物質

新規化学物質

累計 約8,000物質

※少量新規化学物質は毎年届出
(平成19年度は約20,000物質)



第一種監視化学物質

36物質

・ヘキサクロロシクロド
デカン
・塩素化パラフィン
等

第二種監視化学物質

952物質

・クロロホルム
・パラジクロロベンゼン
等

第三種監視化学物質

157物質

・ノニルフェノール
・パラジクロロベンゼン
等

審査済み新規化学物質
(監視化学物質以外)

公示済み 約6,000物質

公示前
約1,000物質

第一種特定化学物質

16物質

・PCB
・DDT 等

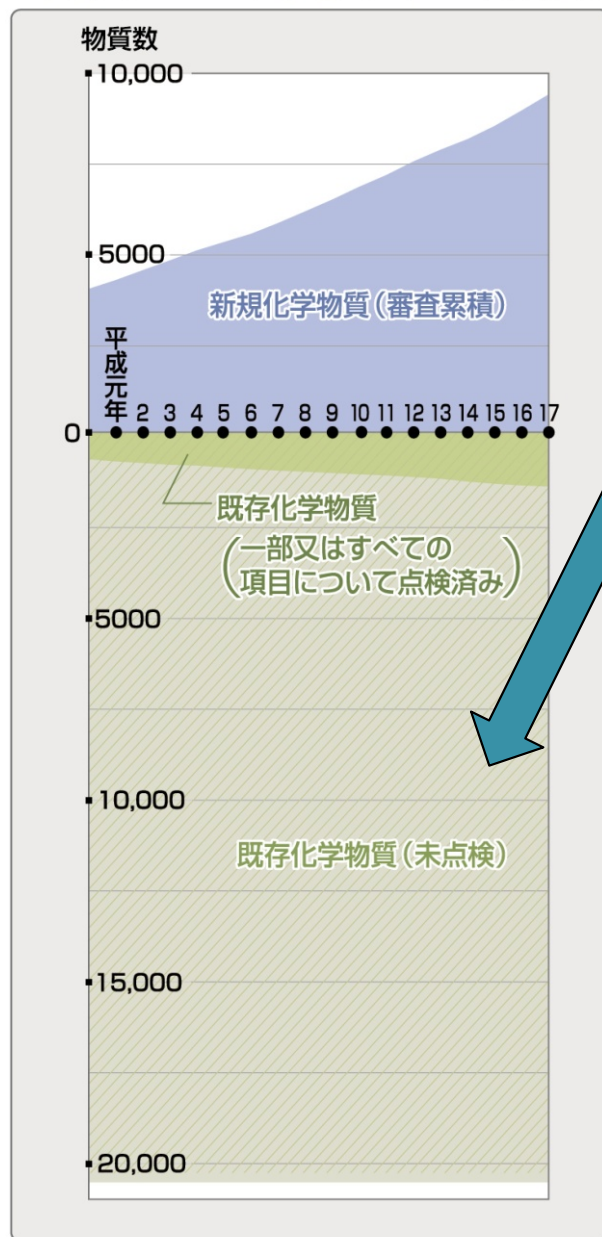
第二種特定化学物質

23物質

・トリクロロエチレン
・テトラクロロエチレン 等

既存化学物質の安全性の点検

■化審法に基づく化学物質の審査・点検状況



既存化学物質のリスクが明らかでないまま製造・使用が続けられている
（約2万物質中、評価が行われたのは、分解・蓄積性1500物質、人への毒性300物質、動植物への毒性500物質）

世界的な化学物質管理の目標：

「2020年までに、人及び環境への悪影響を最小限化する方法で化学物質が使用・製造されることを実現」
（ヨハネスブルグサミット2020年目標）

化審法の見直し
・上市後のすべての化学物質を対象としたリスク評価手続きの確立

国際協力
・OECDでは、1990年より、高生産量化学物質について、加盟各国の協力により初期評価文書を作成。
・今後、欧米各国との協力を強化。

2020年までに、化学物質のリスクを一通り評価し、リスクに応じた管理がなされている状態を実現

官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム (Japanチャレンジプログラム)

- 平成17年6月開始。
- 製造・輸入量の合計が1,000トン以上の既存化学物質645物質を対象に情報収集・発信
- 平成20年8月、中間評価

OECD、米国等で情報収集が行われていない物質等（125物質）

製造・輸入事業者が安全性情報収集

- 95物質についてスポンサー登録済み（＋対象外物質5物質）
- 平成21年度末までにスポンサー登録。平成23年度までに情報提出。

海外で情報収集が行われている物質（532物質）

国が情報を整理

国がわかりやすく情報発信（化審法データベース「J-Check」 — 平成21年公開）

平成21～24年度

事業者から提出された安全性情報に基づき、国が評価を実施

3省の協力の下、4年間で実施

- 当省は、毎年約10物質（予定）について、有害性評価書を作成

海外の評価書を
活用

リスクに応じた高生産量化学物質の管理

OECD等を通じた国際貢献

英文評価書を作成

Japanチャレンジプログラムの中間評価①

(2008年8月)

プログラム全体の評価

- ◆ **産業界と国の連携によるプログラムの推進、**政府部内における連携の強化、国際的な取組との協調、収集情報の一元管理・公表という点において、当初の提案より遅れが見られるものの進展。**本プログラムは全体として適切な枠組みであった。**
- ◆ スポンサー未登録物質が残っていること等については、**自主的取り組みのインセンティブが働かない**こと等のプログラムの問題点であるとの指摘もあり。

Japanチャレンジプログラムの中間評価②

今後の進め方

- ◆平成21年3月末までは引き続きスポンサー獲得に向けた働きかけを継続。平成21年3月末時点でスポンサー未登録物質があれば、必要な対応を検討。
- ◆J-CHECK（データベース）について、ユーザーの利用しやすさの面から改善。
- ◆本プログラムにより得られた安全性情報について、海外に向けた情報発信の強化・OECDプログラムへの貢献。
- ◆本プログラムにより得られた安全性情報について、平成24年度中を目途に、国が各化学物質の有害性評価を実施。スポンサー企業に対しては、安全性情報収集報告書を出来る限り早期に、遅くとも平成23年度中に提出するよう協力を依頼。
- ◆2009年4月以降の取組については、Japanチャレンジプログラムの経験と成果を十分に踏まえ、化審法見直しの検討状況を見つつ検討。その際、新たに高生産量となった物質を考慮するとともに、必要に応じて無機化学物質の扱い、リスクの観点も踏まえた優先順位付け等の改善の余地あり。

化審法データベース（J-CHECK）

- ◆ 化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月27日、これまでのデータベース（3省共同化学物質データベース）をリニューアルし、「**化審法データベース（通称：J-CHECK：Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database）**」としてウェブサイトに公開。
- ◆ J-CHECKでは、Japanチャレンジプログラムにおいて収集された化学物質の安全性情報収集報告書や、これまで国が行ってきた既存化学物質の安全性点検の試験報告書など、より**詳細な情報の発信にも取り組んでいく**予定。
- ◆ URL： <http://www.safe.nite.go.jp/jcheck>

2.化学物質審査規制法の改正について

- 改正化審法見直しの経緯
- 改正化審法の概要
- 改正化審法施行令の概要

化学物質審査規制法の見直しの経緯①

2003年改正法施行後5年（2009年）を目途に見直し

2008年1月 化学物質審査規制法に関する審議開始

→ 厚生科学審議会、産業構造審議会と合同審議

2008.1.31 第1回化審法見直し合同委員会

2008.2.19～7.10 第1～4回化審法見直し合同WG

2008.8.28 第2回化審法見直し合同委員会

2008.10.23 第3回化審法見直し合同委員会

2008年10月31日から12月1日

合同委員会報告書案についてパブリックコメント

2008年12月22日

「今後の化学物質環境対策の在り方について」の答申

2009年2月24日

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案」閣議決定

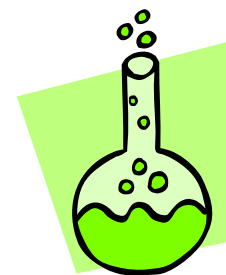
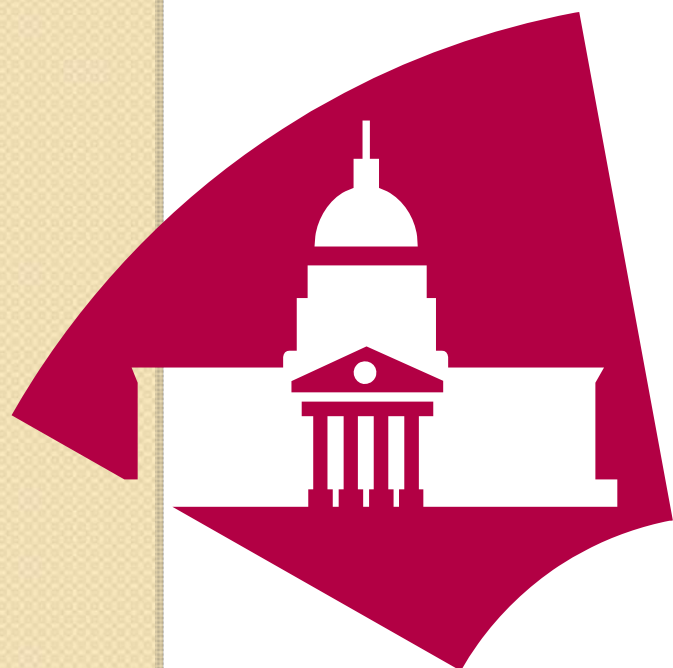
化学物質審査規制法の見直しの経緯②

2009年2月24日 衆議院に提出

4月17日 衆議院本会議で可決、参議院に送付

5月13日 参議院本会議で可決、成立

5月20日 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」公布



改正化学物質審査規制法の概要

包括的な化学物質管理の実施によって、有害化学物質による人や動植物への悪影響を防止するため、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずる。

改正の背景・必要性

1. 化学物質に対する関心の増大 (国民の安心・安全)

2. 化学物質管理に関する国際目標達成の必要性

○2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化。(2002年環境サミット合意)

—欧州では、新規規制(REACH)が2007年に施行。

○化審法(1973年制定)では、それ以降の新規化学物質についてすべて事前審査を実施。

○一方、法制定前の既存化学物質については、国が一部安全性評価を行ってきたが、多くの化学物質についての評価は未了。

3. 国際条約との不整合

○国際条約(ストックホルム条約)で、2009年5月、追加された対象物質について、一部例外的に使用を認める合意がなされた。

○現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の用途が確保できないおそれ。

改正の概要

(1)既存化学物質対策

○既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付け。

○国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込む。

これらについては、製造・輸入事業者には有害性情報の提出を求め、人の健康等に与える影響を評価。

○その結果により、有害化学物質及びその含有製品を、製造・使用規制等の対象とする。

(2)国際的整合性の確保

○国際条約で新たに規制対象に追加された物質について、厳格な管理の下で使用できるようにする。

—半導体、泡消火剤向けの用途等

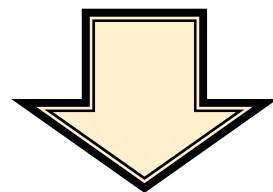
改正化審法のポイント①

(1) リスクベース管理への移行

$$\boxed{\text{リスク}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{有害性} \\ \text{(ハザード)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{環境排出量} \\ \text{(曝露量)} \end{array}}$$

有害性：化学物質が人や環境中の動植物に対して、どのような望ましくない影響を及ぼす可能性があるか

曝露量：人や動植物が、どのくらいの量（濃度）の化学物質にさらされているか



化学物質の「有害性（ハザード）」に着目した規制体系から、人及び動植物へどれだけ影響を与える可能性があるかの「環境排出量（曝露量）」を加味した、「リスク」ベースの規制体系へ移行。

改正化審法のポイント②

(1) 既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入

- ①既存化学物質を含む**すべての化学物質**について、一定数量以上の製造・輸入を行った事業者に対して、**毎年度その数量等を届け出る**義務を課す。
- ②上記届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質を「**優先評価化学物質**」に指定する。
- ③必要に応じて、優先評価化学物質の製造・輸入事業者には有害性情報の提出を求めるとともに、**取扱事業者にも使用用途の報告**を求める。
- ④優先評価化学物質に係る情報収集及び安全性評価を段階的に進めた結果、**人又は動植物への悪影響が懸念される物質については**、現行法と同様に「**特定化学物質**」として製造・使用規制等の対象とする。
- ⑤これまで規制の対象としていた「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「**環境中で分解しやすい化学物質**」についても対象とする。

改正化審法のポイント③

(2) 流通過程における適切な化学物質管理の実施

- 特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため、取扱事業者に対して、一定の取扱基準の遵守を求めるとともに、取引に際して必要な表示を行う義務を課す。

流通過程における化学物質管理の促進

- 二特に係る技術上の指針、表示義務の対象に、使用製品を取り扱う者を拡大
- 監視化学物質、優先評価化学物質を事業者間で譲渡等する場合には、相手方事業者に対して当該化学物質等が、それぞれ監視化学物質、優先評価化学物質であることを伝達するよう努める

改正化審査のポイント④

(3) 国際的動向を踏まえた審査・規制体系の合理化

- 今後ストックホルム条約の規制対象となった物質について、条約で許容された例外的使用を厳格な管理の下で認めるため第一種特定化学物質に係る規制の見直しを行う等、規制の国際整合化を行う。

改正の背景・必要性

国際条約との不整合

- 国際条約(ストックホルム条約)で、2009年5月、追加された対象物質について、一部例外的に使用を認める合意がなされた。
- 現行法では、例外使用の規定が制限的であり、我が国に必須の用途が確保できないおそれ。

改正の概要

国際的整合性の確保

- 国際条約で新たに規制対象に追加された物質(PFOS)について、厳格な管理の下で使用できるようにする。
 - ー 半導体、泡消火剤向けの用途等
- 一特の使用制限措置の見直し。
 - それに伴い、基準適合義務の拡大、表示義務の新設。

改正化審法のポイント⑤

関係大臣への通知

○三大臣（厚生労働大臣・経済産業大臣・環境大臣）が、化審法に基づいて化学物質の性状に関する知見を得た場合、**他の法令に基づく措置に資するため、必要に応じ所管大臣へ当該知見の内容を通知。**

→今次改正によって集積される化学物質に係る情報を**関係省庁間で共有し、各法令に基づく化学物質規制をより効果的なものとする。**
など。

具体的な改正内容

(1) 第一段階改正（平成22年4月1日施行）

① 良分解物質を対象化

改正化審法においては、難分解性の性状を有する化学物質に限定することなく、**環境中に存在することにより人の健康、動植物に係る被害の懸念がある化学物質**を規制対象へ

現行化審法

難分解性の性状を有する化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。

→ 難分解性物質は長期間環境に残留する性格を有するため



改正化審法

良分解性物質であっても、分解される量を上回る量が環境中に放出されることにより、人健康や動植物に影響が生じる可能性あり

→ 難分解性を有しない物質についても規制対象へ



②低懸念ポリマーの確認制度の導入

低懸念ポリマーを、新規化学物質の製造・輸入にあたる事前届出を行う必要がない対象として追加。

現行化審法

新規化学物質のうち、製造・輸入にあたる事前届出を行う必要がない場合

- ・ 試験研究用途
- ・ 試薬
- ・ 取扱い方法等からみて、環境汚染が生じるおそれがないもの
- ・ 少量新規化学物質

など



改正化審法

新規化学物質のうち、製造・輸入にあたる事前届出を行う必要がない場合

- ・ 試験研究用途
- ・ 試薬
- ・ 取扱い方法等からみて、環境汚染が生じるおそれがないもの
- ・ 少量新規化学物質
- ・ **低懸念ポリマー**

など



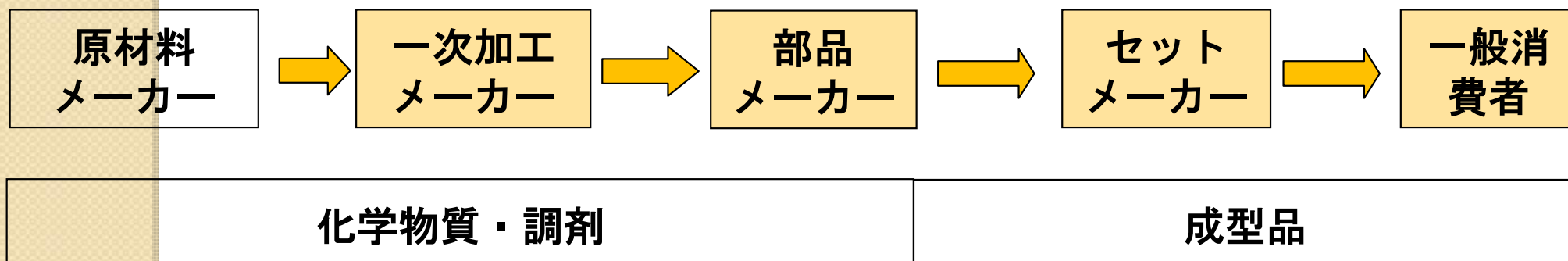
③ サプライチェーンに係る情報伝達

○第一種監視化学物質を事業者間で譲渡

→化学物質が第一種監視化学物質であること等を**伝達する努力義務**を課す。

○第二種特定化学物質等及び第一種監視化学物質について、三省及び所管大臣は取扱事業者に対して、その**取り扱いの状況の報告**を求めることが出来る。

サプライチェーン



④第一種特定化学物質に係る措置

○第一種特定化学物質が代替困難であり、人の健康又は環境への被害が生じない場合には、**エッセンシャルユースとしてその使用が認められる。**

○第一種特定化学物質及びその含有製品について、ラベル等による**表示及び基準適合義務**が課せられる。

現行化審法

○第1種特定化学物質の限定的使用の要件

- ・ 代替がないこと
- ・ **一般消費者の生活用品に供されるものではなく、環境汚染を生じるおそれがないこと**

○第1種特定化学物質を使用する場合には、技術上の基準適合義務



改正化審法

○第1種特定化学物質の限定的使用の要件

- ・ 代替がないこと
- ・ **環境汚染が生じて人健康又は生活環境動植物の生息等に係る被害を生ずるおそれがないこと**

○第1種特定化学物質を使用する場合には、技術上の基準適合義務及び**表示義務**



⑤ 第二種特定化学物質に係る措置

政令で指定された**第二種特定化学物質**が使用されている製品についても、**環境汚染を防止するための技術上の指針の公表**を行う。

第二種特定化学物質が使用されている**製品の取扱事業者**についても、**表示の義務**を課す。

現行化審法

- 第二種特定化学物質について環境汚染を防止するための技術上の指針の公表
- 政令で指定された製品で第二種特定化学物質が使用された製品については第二種特定化学物質の取扱事業者に表示の義務



改正化審法

- 第二種特定化学物質及び政令で指定された**第二種特定化学物質**が使用されている製品について、技術上の指針の公表を行う
- 第二種特定化学物質が使用されている製品の**取扱事業者**にも表示の義務をかける



(2) 第二段階改正（平成23年4月1日施行）

① 一般化学物質の製造・輸入量等の届出（新設）

○ 1 トン以上の化学物質を製造輸入する者は、毎年度、**製造・輸入量や用途等について届出**を行う。

○ 届出がなされた化学物質のリスク評価を行い、必要に応じて、**優先評価化学物質に指定**する。

・ 届出対象物質から除外される物質

① 試験研究用途

② 製造・輸入量が1トン未満の化学物質

③ リスクが低いと認められる化学物質

・ 公知でない有害性情報を得た場合には、3省庁（環境省、厚生労働省、経済産業省）に届け出る。

※ 特定化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質については、それぞれの規定で届出を行っているため、本規定における届出は不要。

②優先評価化学物質（新設）

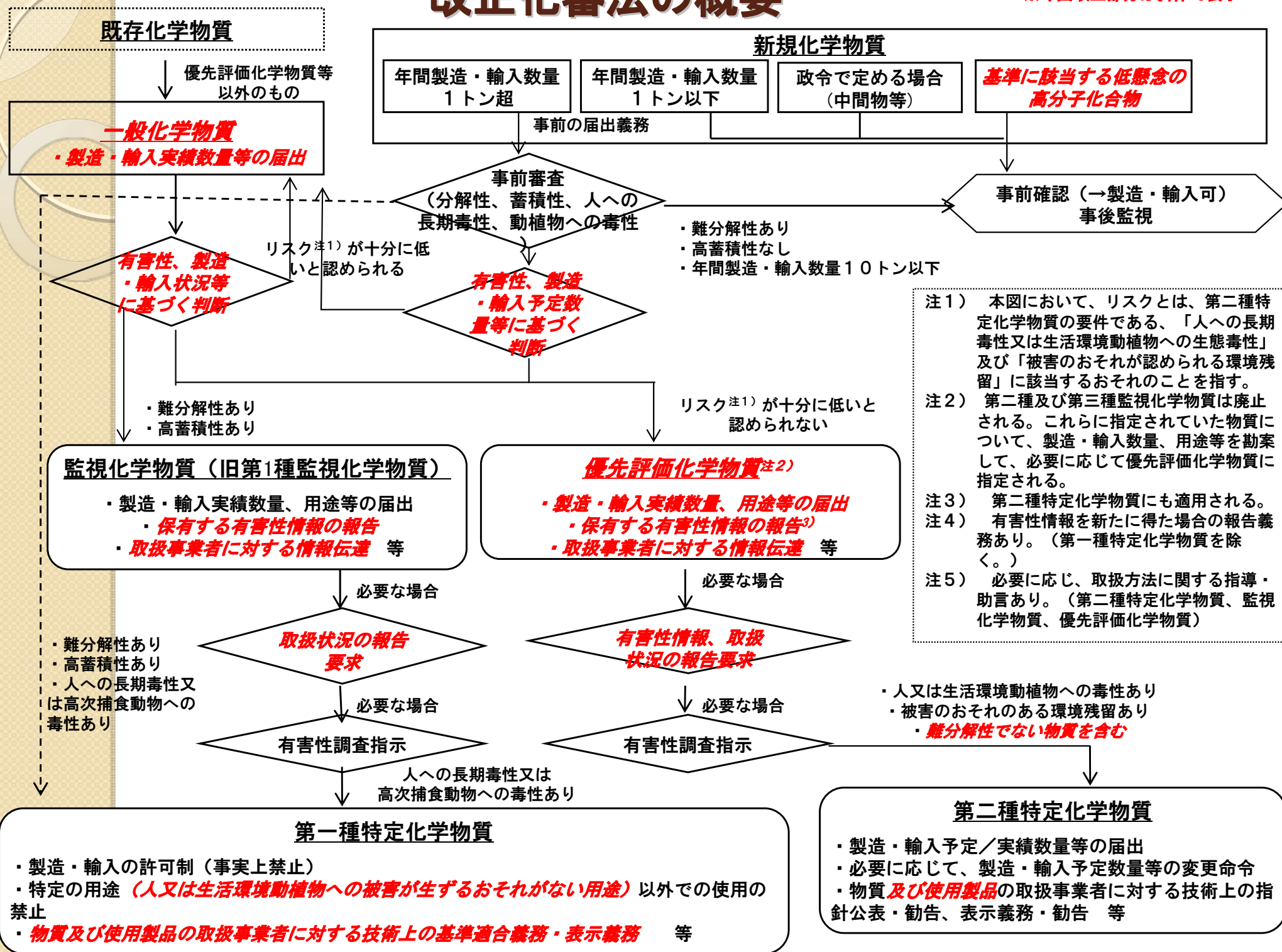
- **リスクが十分に低いと判断されない化学物質**を優先評価化学物質に指定
- 1トン以上の製造・輸入をする者は、毎年度、**製造・輸入数量・用途等について届出**を行う。
- 詳細なリスク評価を段階的に行い、必要に応じて、**第二種特定化学物質に指定**する。
- 公知でない有害性情報を得た場合には、三省庁に届け出る（努力義務）。
- 優先評価化学物質には下記の義務等が課せられる。
 - ① 製造・輸入事業者
 - ・ 製造輸入数量及び用途の届出
 - ・ サプライチェーンにおける情報伝達の努力義務
 - ・ 国による簡易毒性試験実施の求め
 - ・ 国による有害性情報実施の指示
 - ② 使用事業者
 - ・ 情報伝達の努力義務
 - ・ 国による取扱状況報告の求め

③監視化学物質の扱いについて

- 第二種監視化学物質・第三種監視化学物質は、優先評価化学物質の新設により廃止。
- 第一種監視化学物質は、「監視化学物質」と名称を変更。

改正化審法の概要

※今回改正部分は斜体で表示





改正化審法施行令の概要

改正化審法施行令の概要

1. 特定化学物質関係

(1) 第一種特定化学物質の追加

- ・新たにストックホルム条約の対象となった12物質を追加

- ① ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩
- ② ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（別名PFOSF）
- ③ ペンタクロロベンゼン
- ④ $r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6$ -ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 α -ヘキサクロロシクロヘキサン）
- ⑤ $r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6$ -ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 β -ヘキサクロロシクロヘキサン）
- ⑥ $r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6$ -ヘキサクロロシクロヘキサン（別名 γ -ヘキサクロロシクロヘキサン）
- ⑦ デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0^{2, 6}. 0^{3, 9}. 0^{4, 8}] デカン-5-オン（別名クロルデコン）
- ⑧ ヘキサブロモビフェニル
- ⑨ テトラブロモ（フェノキシベンゼン）（別名テトラブロモジフェニルエーテル）
- ⑩ ペンタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ペンタブロモジフェニルエーテル）
- ⑪ ヘキサブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘキサブロモジフェニルエーテル）
- ⑫ ヘプタブロモ（フェノキシベンゼン）（別名ヘプタブロモジフェニルエーテル）

(2) 第一種特定化学物質が使用された輸入禁止製品の追加

- ・ 第一種特定化学物質が使用された製品の輸入を禁止。
(PFOS又はその塩等 3 物質について 14 製品を指定。)

<PFOS又はその塩>

- ① 航空機用の作動油
- ② 糸を紡ぐために使用する油剤
- ③ 金属の加工に使用するエッチング剤
- ④ 半導体（無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）の製造に使用するエッチング剤
- ⑤ メッキ用の表面処理剤又はその調整添加剤
- ⑥ 半導体の製造に使用する反射防止剤
- ⑦ 研磨剤
- ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ⑨ 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）
- ⑩ 印画紙

<テトラブロモジフェニルエーテル・ペンタブロモジフェニルエーテル>

- ① 塗料
- ② 接着剤

(3) 第一種特定化学物質を使用できる用途の指定

・ 第一種特定化学物質について、代替が困難であり、その使用による健康又は生活環境動植物の生息等に係る被害を生じるおそれがない場合、技術上の基準適合義務及び表示義務を遵守することで、例外的に使用を認める。

(PFOS又はその塩について3用途を指定。(ただし、泡消火薬剤については、技術上の基準適合義務と表示義務が課される。))

○第一種特定化学物質の限定的用途

＜PFOS又はその塩＞

- ① エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造
- ② 半導体用のレジストの製造
- ③ 業務用写真フィルムの製造

○第一種特定化学物質を含む製品で技術上の基準・表示義務を満たす必要のある製品

＜PFOS又はその塩＞

- ① エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）
- ② 半導体用のレジスト
- ③ 業務用写真フィルム
- ④ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 (当分の間)

(4) 技術上の指針の公表及び表示義務が課される第二種特定化学物質が使用された製品の指定

- 第二種特定化学物質が使用された製品に技術上の指針の遵守が求められる。
- 第二種特定化学物質を含んだ製品の取扱事業者に表示義務が課せられる。(3物質について11製品を指定。)

第二種特定化学物質を含む製品で技術上の指針・表示義務を満たす必要のある製品

<トリクロロエチレン>

- ①接着剤(動植物系のものを除く。)
- ②塗料(水系塗料を除く。)
- ③金属加工油
- ④洗浄剤

<テトラクロロエチレン>

- ①加硫剤
- ②接着剤(動植物系のものを除く。)
- ③塗料(水系塗料を除く。)
- ④洗浄剤

⑤繊維製品用仕上加工剤

<トリブチルスズ化合物>

- ①防腐剤及びかび防止剤
- ②塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)

2. 一般化学物質等の届出関係

- ・ 一般化学物質及び優先評価化学物質の届出を求める製造・輸入数量を **1 トン以上（/年度/1 社）** と定める。

3. 施行日について（2009年10月30日公布）

- ・ 2010年 4月1日
 - 第一種特定化学物質の追加、エッセンシャルユースの追加、技術上の指針の公表及び表示義務が課される第二種特定化学物質が使用された製品の指定
- ・ 2010年 5月1日
 - 第一種特定化学物質が使用された輸入禁止製品の追加
- ・ 2010年10月1日
 - 第一種特定化学物質・含有製品の基準適合義務及び表示義務
- ・ 2011年 4月1日
 - 一般化学物質・優先評価化学物質の届出義務

化審法に係る情報の参照先

＜経済産業省 HP＞

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

＜環境省 HP＞

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

＜厚生労働省 HP＞

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/kashin/kashin.html>



ご静聴ありがとうございました。